# 資料 2

令和元年12月3日健康部生活衛生課

## 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が、平成30年6月27日に公布され、これに伴い、「毒物及び劇物取締法」の一部が改正され、令和2年4月1日から施行することとされた。

このため、江東区事務手数料条例の毒物及び劇物取締法にかかる根拠条文を改正する。

### 2 改正の概要

江東区事務手数料条例における「別表第4 保健所関係手数料(第6条関係)」中、「91 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項」を「91 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第2項」に、「92 毒物及び劇物取締法第4条第4項」を「92 毒物及び劇物取締法第4条第3項」に改める。

#### 3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

#### 4 新旧対照表

2ページを参照

# 江東区事務手数料条例 新旧対照表

江.	果 区 争 彦	6 于 级 科	条例 新旧对照表 ————————————————————————————————————	
現行		改正案		
			本則 (略)	
長第 3	(略)		別表第1~別表第3 (略)	
建所関係	手数料	(第6条	別表第4 保健所関係手数料(第関係)	6
手数料 の名称	額	徴収 時期		
ı	I		(略)	
毒物劇	1件に つき 16,9 00円	登録書のき	び劇物取締 物販売 つき 申請	清
毒物 業 更 請 料	1件に つき 7,40 0円	更請のき	び劇物取締 物販売 つき 申詞	清
			(略)	
長第 9	(略)			
			附則	,
				カゝ
	表 健手の毒物業甲数毒物業更請料現 3 関 数名物販登請料物販登新手別売録手劇売録申数	現行 要第 3 (略) 以下 3 (略) 事が 数 4 (本) 事物販登請手 物 1 つ 1 の 0 の の の の の の の の の の の の の の の の の	現行 (略) (第 6 条 を 第 3 (略) (第 6 条 を 第 3 (略) (第 6 条 を 第 5 を 第	本則 (略)   一次